

生物多様性地域連携保全活動の促進に関する検討会 報告書（骨子）

<p>基本的方向性</p>	<p>1．各主体の特徴を踏まえた連携性の向上 2．活動の持続性・継続性の向上 3．地域の資源管理や活性化等への貢献</p>	
<p>対応を要する課題</p>	<p>各課題に対する取組の推進方策</p>	
<p>1．地域連携保全活動計画作成の意義、効果の発揮</p>	<p>(1) 活動計画の作成意義の発信</p>	<p>・計画作成意義の明確化（活動を公の計画に位置付けることにより、多様な主体の支援を得て、活動の継続性を確保）</p>
	<p>(2) 活動計画の作成労力の軽減</p>	<p>・活動計画を他の計画に内部化して位置づけ</p>
	<p>(3) 制度の周知の改善・強化</p>	<p>・都道府県、市町村、センター等による NPO 法人や事業者への制度の周知の強化 ・優良取組事例の整理、情報提供</p>
<p>2．地域連携保全活動支援センターの設置促進、機能強化</p>	<p>(1) 既存の組織・施設の活用を含む簡素なセンターの設置促進</p>	<p>・既存部署、施設を活用したセンター（窓口やプラットフォーム）開設の促進（NPO 交流プラザ、ボランティアセンター等） ・全都道府県での早期のセンター設置 ・都道府県の実情に応じたセンター設置の考え方等の提示</p>
	<p>(2) 能動的かつ戦略的な連携促進のための機能強化</p>	<p>・期待される以下の役割発揮のため、地域の関係部局との連携のための情報交換の実施（センターの役割） ・各活動の進捗管理や評価を担い、活動を改善</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の総合計画との関係を整理し、活動計画作成や活動内容を誘導</li> <li>・地域住民が大切にしたい身近な自然の保全に貢献</li> </ul>
	( 3 ) 専門性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修制度の活用による人材育成（環境パートナーシップ研修等）</li> <li>・既存施設（NPO 交流プラザ等）のスキルの活用</li> <li>・近隣の教育・研究機関、専門家等との連携強化</li> </ul>
	( 4 ) 環境省とセンターの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省から各センターへ各種研修制度の周知</li> <li>・全国のセンター一覧の公表・周知</li> <li>・各種顕彰制度・表彰制度の情報提供</li> <li>・センターの愛称の検討</li> </ul>
3 .活動の資源( 資金・担い手)の持続的な確保	( 1 ) 活動資源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の中で資金を生み出す仕組みの紹介（資源のブランド化、エコツーリズム、森里川海プロジェクト等）</li> <li>・活用可能なメニューの提示（生物多様性保全推進支援事業、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、多面的機能支払交付金、統合河川環境整備事業、水産多面的機能発揮対策事業、地方自治体の事業等）</li> <li>・地域自然資産法の入域料、国立公園協力金等の情報提供</li> </ul>
	( 2 ) 事業者との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者参画による活動と事業者双方へのメリットの認識強化</li> <li>・事業者が参画しやすい条件（地域ぐるみの取組体</li> </ul>

		<p>制構築等)を把握し、活動団体や地方公共団体に提示</p>
	<p>( 3 ) 他の分野との連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親和性の高い政策分野との関連性を整理し、これらの部局や事業者等との連携を強化</li> <li>・多様な部局が連携し実行している事例情報の共有</li> </ul>
<p>4 .所有者不明又は所有者の協力が得られない土地への対応</p>	<p>( 1 ) 関連制度の対応状況の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物の多様性を保全するための既存制度の紹介(外来生物法、種の保存法の改正)</li> </ul>